

## 埼玉県医師国民健康保険組合からのお知らせ

### 産前産後期間の保険料軽減措置について

令和6年1月から、国の政策である「国民健康保険組合における産前産後期間の保険料の軽減措置の導入」を実施し、被保険者が出産した場合に国民健康保険料を軽減することとしました。

軽減措置を受けるには届出が必要となりますので、組合員及び各事業所の担当者等におかれましては、被保険者が該当した場合につきまして、ご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<b>対象者</b>	当組合被保険者で妊娠85日(4か月)以降に出産した方 (死産・流産・人工妊娠中絶含む。)
<b>軽減方法</b>	令和6年1月以降、対象となる期間の対象者の保険料を <u>全額免除</u> ※出産する方以外の保険料は免除されません。
<b>対象期間</b>	<p>出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」)までの4か月間 (多胎妊娠《双子等》の場合は、出産予定月(又は出産月)の3か月前から出産予定月(又は出産月)の翌々月までの6か月間)</p> <p style="text-align: right;">[ ] …対象期間</p> <p style="text-align: center;">3ヶ月前    2ヶ月前    1ヶ月前                      1ヶ月後    2ヶ月後    3ヶ月後</p> <p>単胎の方 [ ] [ ] [ ] 出産(予定)月 [ ] [ ] [ ]</p> <p>多胎の方 [ ] [ ] [ ] 出産(予定)月 [ ] [ ] [ ]</p> <p>例1: 令和6年4月出産の方⇒令和6年3月～6月(4か月間免除) 例2: 令和6年4月に<u>双子</u>出産の方⇒令和6年1月～6月(6か月間免除)</p> <p><b>※令和5年度においては、11月1日以降に出産した方が対象となり、令和6年1月以降の産前産後期間に該当する月が免除されます。</b></p> <p style="text-align: center;">令和5年8月    9月    10月    11月    12月    令和6年1月    2月</p> <p>[ ] [ ] [ ] 出産月 [ ] [ ] [ ]</p> <p>例3: 令和5年11月出産の方⇒令和6年1月(1か月間免除)</p>
<b>申請方法</b>	<p>以下の書類を提出してください。</p> <p>出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。</p> <p>①産前産後の保険料軽減措置届出書(様式第39号) ②母子健康手帳のコピー(出産する方の氏名と分娩(予定)日がわかるページをコピーしてください。) ※多胎妊娠の場合は、全員分の母子健康手帳の表紙を1枚にまとめてコピーしてください。 ※出産育児一時金支給申請書を提出済みの方が届出するときは、②は省略可能です。(同時提出含む)</p>
<b>その他</b>	<p>○ 出産前に届出し、出産予定月と実際の出産月が異なった場合は、原則として出産予定月を基準に算定します。</p> <p>○ 出産後に提出された場合は出産月を基準に算定し、対象期間の保険料を組合員宛てに還付します。</p> <p>○ <b>令和5年11月以降に出産し、組合が出産を把握している方(直接支払制度または受取代理制度を利用した方、出産育児一時金を申請済みの方)には、別途案内を送付予定です。</b> (案内を待たずに申請いただくことも可能です。)</p>

## 産前産後の保険料軽減措置届出書

(准)組合員	被保険者証 記号番号	記号	番号	
	氏名	生年月日		昭和・平成・令和 年 月 日
	個人番号 (マイナンバー)			
	住所			
	TEL			
対象者 (出産する方)	<input type="checkbox"/> (准)組合員本人			
	<input type="checkbox"/> 家族			
	氏名	生年月日		昭和・平成・令和 年 月 日
	個人番号 (マイナンバー)			
出産予定日 (又は出産日)		令和 年 月 日		
単胎妊娠・多胎妊娠の別		単胎 ・ 多胎		
<p>上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">組合員 住所</p> <p style="text-align: center;">(医師) 氏名</p> <p style="text-align: center;">TEL</p> <p style="text-align: center;">埼玉県医師国民健康保険組合理事長 様</p>				

<添付書類>

出産予定日 (出産後に届出を行う場合は出産日) 及び単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類 (母子健康手帳のコピー等)

<注意事項>

- 1、 出産する方以外の保険料は対象になりません。
- 2、 この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
- 3、 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。なお、以前加入していた医療保険者に産前産後期間の保険料軽減について届け出していた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。

産前産後の保険料軽減措置届出書

記入例

(准)組合員	被保険者証 記号番号	記号	101				番号	12345678					
	氏名	健康 保子				生年月日	昭和・平成・令和 〇年 〇月 〇日						
	個人番号 (マイナンバー)	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
	住所	〇〇市〇〇2-3-4 〇〇マンション101											
	TEL	000-0000-0000											
対象者 (出産する方)	<input checked="" type="checkbox"/> (准)組合員本人												
	<input type="checkbox"/> 家族												
	氏名					生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日						
個人番号 (マイナンバー)													
出産予定日 (又は出産日)	令和 〇年 〇月 〇日												
単胎妊娠・多胎妊娠の別	単胎 ・ 多胎												
上記のとおり届け出ます。 令和 〇年 〇月 〇日													
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                 届出者は対象者の保険料を組合に納めている組合員（医師）です。                  准組合員や家族の氏名では受付出来ません。             </div> 組合員 住所 〇〇市〇〇1丁目〇-〇 (医師) 氏名 国保 太郎 TEL 000-0000-0000													
埼玉県医師国民健康保険組合理事長 様													

<添付書類>

出産予定日（出産後に届出を行う場合は出産日）及び単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類（母子健康手帳のコピー等）

<注意事項>

- 1、出産する方以外の保険料は対象になりません。
- 2、この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
- 3、出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。なお、以前加入していた医療保険者に産前産後期間の保険料軽減について届け出していた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。